

議事日程第3号

令和8年 第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時
令和8年6月19日（金）
午前10時開議
開会の場所
錦江町役場本庁議場

- 日程第1 陳情第 2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、
2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
（ 審査結果について、文教産業常任委員会委員長報告 ）
- 日程第2 陳情第 3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるため
の、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
（ 同 上 ）
- 日程第3 発委第 1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
（ 文教産業常任委員長提出 ）
- 日程第4 発委第 2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
（ 同 上 ）
- 日程第5 議案第28号 令和8年度錦江町一般会計補正予算（第2号）について
（ 町 長 提 出 ）
- 日程第6 議案第29号 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第7 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
（ 同 上 ）
- 日程第8 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
（ 同 上 ）
- 日程第9 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
（ 同 上 ）
- 日程第10 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
（ 同 上 ）

日程第11 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について
(町 長 提 出)

日程第12 同意第 1 0 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第13 同意第 1 1 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第14 同意第 1 2 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第15 同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第16 同意第 1 4 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第17 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第18 同意第 1 6 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第19 同意第 1 7 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

日程第20 同意第 1 8 号 農業委員会委員の任命について
(同 上)

(日程第 7 同意第 5 号から日程第20 同意第 1 8 号を一括上程)

日程第21 同意第 1 9 号 監査委員の選任について (議選)
(同 上)

日程第22 議員派遣の件

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

令和8年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和8年6月19日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	9番	水口孝俊	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員			

職務のため出席した者

議会事務局長 菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	山王洋介
政策企画課長	馬庭司	産業建設課長	池水国博
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	舞原千昭	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

令和 8 年 第 2 回 錦江町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 19 日（金）午前 10 時 00 分

錦 江 町 議 会 議 場

	(開議)
○浪瀬議長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。 ここで、介護福祉課長及び観光交流課長から、定例会一般質問時の城下議員の質疑に対して、答弁の申出がありました。これを許します。笹貫介護福祉課長。
○ 笹 貫 介 護 福祉課長	はい。
○ 笹 貫 介 護 福祉課長	堂之元、大橋、松崎につきましては、それぞれの公園の清掃委託をトイレ、草刈りなどをシルバー人材センターへ委託をお願いいたしております。 また、大橋公園のツリーハウスに関しましては町内の建設事業者へ、松崎、堂之元公園の遊具につきましては、町外の専門業者へそれぞれ点検委託いたしております。 今年度より、公園内にあります東屋などの木造の建物につきましても、点検をお願いいたしたところでございます。以上であります。
○ 山 王 観 光 交流課長	はい。
○浪瀬議長	山王観光交流課長。
○ 山 王 観 光 交流課長	城下議員の一般質問に対する神川大滝公園及び花瀬自然公園の安全管理についてお答えいたします。 まず、神川大滝公園ですが、駐車場及び遊具のある広場については、観光交流課で管理しております。トイレ清掃等については、シルバー人材センターへお願いしております。また、花瀬自然公園についても、観光交流課で管理しておりますが、でんしろ館の管理をお願いしている方に清掃等もお願いしております。 なお、両施設とも遊具、東屋等については、専門業者に点検を委託しております。今後は、両施設とも職員による巡回の回数を増やし、安全管理に努めてまいります。以上です。
	日程第 1 陳情第 2 号
○浪瀬議長	日程第 1、陳情第 2 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための 2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。本

	件について、文教産業常任委員長の報告を求めます。5番、久保文教産業常任委員長。
	(久保文教産業常任委員長 登壇)
○久保文教産業常任委員長	それでは、当委員会に付託された、陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。 当陳情は、6月8日の本会議で付託され、6月10日に委員4人出席の下、委員会を開催しました。 子どもたちの豊かな学びを保障するために、1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げと少人数学級について検討すること、2. 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、3. 複式学級を解消すること、4. 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも、在籍児童生徒数としてカウントすること、以上の措置を講じられるよう、国の関係機関へ意見書の提出を強く求める陳情となっています。 委員会では、子どもたち一人一人に行き届いた教育を保障するためには、少人数学級の実現が必要であり、また、教職員の長時間労働是正の働き方改革を行う上でも、加配教員の増など教職員定数の改善も必要であり、当陳情は理解できるものの、3並びに4の項目については本町の現状に合わないの で結果を出すまでには至りませんでした。 審査の結果、1並びに2の項目については、採択すべきものと意見の一致を見たところです。なお、この陳情に対する討論はございませんでした。議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○浪瀬議長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。
	(久保文教産業常任委員長 降壇)
○浪瀬議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、陳情第2号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、陳情第2号、ゆたかな学びの実現、教

	職員定数改善を図るための 2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。
	日程第 2 陳情第 3 号
○浪瀬議長	日程第 2、陳情第 3 号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための 2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。本件について、文教産業常任委員長の報告を求めます。5 番、久保文教産業常任委員長。
	(久保文教産業常任委員長 登壇)
○久保文教産業常任委員長	それでは、当委員会に付託された、陳情第 3 号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。 当陳情は 6 月 8 日の本会議で付託され、6 月 10 日に委員 4 人出席の下、委員会を開催しました。 厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引上げ、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、国の関係機関へ意見書の提出を強く求める陳情となっております。 審査の結果、子どもたちの豊かな学びの実現のためには、自治体間の教育格差が生じることがないよう、国が財源保障し、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要であり、本陳情の趣旨・内容については理解できるものであり、採択すべきものと意見の一致をみたところです。なお、この陳情に対する討論はございませんでした。議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○浪瀬議長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。
	(久保文教産業常任委員長 降壇)
○浪瀬議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、陳情第 3 号、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げを図るための 2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情

	は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、陳情第３号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための 2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
	日程第３ 発委第１号
○浪瀬議長	日程第３、発委第１号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。お諮りします。本案は陳情書の趣旨と同一につき、議会規則第 39 条 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって本案は、趣旨説明を省略することに決定をしました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、発委第１号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを採決します。お諮りします。発委第１号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、発委第１号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書については原案のとおり可決されました。 お諮りします。ただいま議決されました発委第１号については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することを決定しました。
	日程第４ 発委第２号
○浪瀬議長	日程第４、発委第２号、義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書についてを議題とします。お諮りします。本案は、陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、本案は趣旨説明を省略することを決定

	しました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、発委第 2 号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを採決します。お諮りします。発委第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、発委第 2 号、義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書については原案のとおり可決されました。 お諮りします。ただいま議決されました発委第 2 号については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。
	日程第 5 議案第 28 号
○浪瀬議長	日程第 5、議案第 28 号、令和 8 年度錦江町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。議案第 28 号、令和 8 年度錦江町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は 736 万円の増額で、累計は 86 億 1,254 万 2,000 円となりました。 内容につきましては、歳出は L P ガス料金負担軽減支援事業補助金を 676 万円、並びに L P ガス料金負担軽減支援金給付業務委託料を 60 万円、それぞれ増額するものでございます。 また、歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を 660 万 2,000 円、並びに財政調整基金繰入金金を 75 万 8,000 円、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 14 款国庫支出金と 18 款繰入金及び歳出 2 款総務費を一括して質疑を行います。質疑あり

	ませんか。
○ 7 番 染川議員	はい。
○浪瀬議長	7 番、染川議員。
○ 7 番 染川議員	物価高騰支援対策事業で L P ガスの各世帯に支援をするというのは、本当にそれぞれの町民の方は喜ばれると思うんですが、ここに委託料 60 万とありますけれども、どこに委託するのかお聞きしたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。これについては県の L P ガス協会のほうにお願いをして、いろんな事業者さんがいらっしゃるわけですので、それを統括している協会のほうに委託という形を取るところでございます。以上でございます。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 28 号、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算(第 2 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 28 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号、令和 8 年度錦江町一般会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 6 議案第 29 号
○浪瀬議長	日程第 6、議案第 29 号、錦江町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正をする条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 29 号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、近年、地域計画の策定・見直しや農地中間管理機構関連業務等により、農業委員の業務量が増加していることから、近隣自治体との均衡を考慮し、農業委員の報酬を改定するため、本条例案を提案する

	ものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8番 小吉議員	私は、農地利用最適化推進委員の仕事はどういうふうに今なされているのか、それで何人ぐらいおられるのか、そこ辺がなかなか見えないもんですから説明していただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	農業委員会の事務局長に答弁させます。
○坂口農業 委員会事務 局長	はい。
○浪瀬議長	坂口農業委員会事務局長。
○坂口農業 委員会事務 局長	小吉議員のご質問にお答えいたします。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員とほぼ同じ業務でございます。定例総会の出席で議決権はございませんが、農地の集積、それから先ほど申しました地域計画の地域の協議、それから農地パトロール、遊休農地の解消等となっております。以上でございます。
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8番 小吉議員	この最適化推進委員っちゅうのは何人ぐらいで活動されてるわけですか。そして、毎回、農業委員の会合は大体25日頃あるというように認識してるわけですけど、それにはやっぱり参加をして発言権はあるんですか。どうですか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	農業委員会事務局長に答弁させます。
○坂口農業 委員会事務 局長	はい。
○浪瀬議長	坂口農業委員会事務局長。

○坂口農業委員会事務局長	小吉議員の質問にお答えいたします。最適化推進委員は、現在 10 名です。定例会の出席で、現地調査等、案件の説明はいたしますが、議決権はありません。以上です。
○8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。
○8 番 小吉議員	農業委員の方々に対して、非常に今、遊休農地等のパトロールかれこれ一生懸命されておることです。本当に敬意を表するわけですが、しかし私も今朝方も田んぼ回ってきて、これはちょっとまたハウスが草山になっちゃいが、これは遊休農地になるんじゃないかなというようなふうに見てるところも今日は見てきました。 本当、農業者が少なくなってなかなか管理が大変ですけども、農業委員の方々には頑張るようお願いください。よろしくお願いします。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 29 号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 29 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 7、同意第 5 号から日程第 20、同意第 18 号
○浪瀬議長	日程第 7、同意第 5 号、農業委員会委員の任命についてから、日程第 20、同意第 18 号、農業委員会の任命についてを一括議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第 5 号から 18 号につきまして、農業委員会の委員の任命に関し、同意を求める件につきましてご説明申し上げます。平成 28 年 4 月 1 日から施行された改正農業委員会等に関する法律によりまして、農業委員は従前の公選制を廃止し、町長が議会の同意を得て任命することとなったことから、本同意議案を提案するものでございます。なお、任期は令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年間となっております。同意第 5 号、寺田郁

	哉、同意第 6 号、鳥越秀一、同意第 7 号、本釜好子、同意第 8 号、内菌雄治、同意第 9 号、今熊武朗、同意第 10 号、宿利原勝吉、同意第 11 号、宿利原進、同意第 12 号、畠中正秋、同意第 13 号、安水純一、同意第 14 号、鍋康博、同意第 15 号、折小野道男、同意第 16 号、貫見和洋、同意第 17 号、濱田隆介、同意第 18 号、安田憲次、以上 14 件につきまして、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから、同意第 5 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 5 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 5 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 5 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 6 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 6 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 6 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 6 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 7 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 7 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意 7 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 7 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。これから、同意第 8 号、農業委員会

	委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 8 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 8 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 8 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから同意第 9 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 9 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 9 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 9 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 10 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 10 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 10 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 10 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 11 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 11 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 11 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 11 号、農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。 これから、同意第 12 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。

	討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 12 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 12 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 12 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意 13 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 13 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意 13 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意 13 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意 14 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 14 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 14 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 14 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 15 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 15 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 15 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 15 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 16 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。

	討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 16 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 16 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 16 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 17 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 17 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 17 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 17 号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。 これから、同意第 18 号、農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 18 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意 18 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意 18 号、農業委員会の任命については同意することに決定しました。
日程第 21 同意第 19 号	
○浪瀬議長	日程第 21、同意第 19 号、監査委員の選任についてを議題とします。 地方自治法 117 条の規定により、6 番、落司議員の退場を求めます。
	(6 番 落司議員 退場)
○浪瀬議長	本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第 19 号、監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現議会選出委員の久保勇太氏から辞職届が提出されたため、錦江町議

	会議員の中から新たに落司道子氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第 19 号、監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第 19 号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第 19 号、監査委員の選任については同意することに決定しました。ここで落司議員を事務局職員が呼びますので、しばらく休憩いたします。
	休憩 10 時 40 分 再開 10 時 41 分
○浪瀬議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
	日程第 22 議員派遣の件
○浪瀬議長	日程第 22、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、配付しましたとおり派遣することに決定しました。
	日程第 23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
○浪瀬議長	日程第 23、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	日程第 24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
○浪瀬議長	日程第 24、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

	議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 8 年第 2 回 錦江町議会定例会を閉会します。
	散会 10 : 43